

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	生活困窮者住居確保給付金（生活困窮者自立支援法第3条第3項第2号）の支給	
根拠法令・条項	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第6条第1項	
所 管 課	生活福祉 部	地域共生推進 課
審 査 基 準	堺市の区域内に居住地を有する生活困窮者であって、次のいずれにも該当する者に対し、法第3条第3項第2号に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金（転居費用補助分）」という。）を支給する。 1 経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものであること。 2 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第3条の2に規定する場合であり、住居確保給付金（転居費用補助分）の支給を申請した日（以下「申請日」という。）の属する月において、当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が著しく減少した月から起算して2年を経過していない者であること。 3 規則第3条の2に規定する場合であり、申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者であること。 4 規則第3条の2に規定する場合であり、申請日の属する月における個人及び当該個人同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までのいずれかの月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該生活困窮者が持家である住宅その他の当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額）を合算した額以下であること。 5 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。 6 規則第3条の2に規定する場合であり、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の（1）又は（2）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。 （1）転居に伴い当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額が減少し（当該生活困窮者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。 （2）転居に伴い当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額が増加する（当該生活困窮者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。 7 地方自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者が受けていないこと。 8 当該生活困窮者及び当該生活困窮者同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	